

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
宮崎県
- 2 構造改革特別区域の名称
元みやざき網・わな免許特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
宮崎県の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 概況

宮崎県は、九州の東部に位置し、総面積の 7,735km² のうち、森林(5,885km²)が 76.1 %を占め、農地(706km²)は 9.1 %である。農地の多くが火山性不良土壌に覆われるなど生産性が低く、台風や集中豪雨などの自然災害を受けやすい上に、大消費地から遠いなど、不利な条件はあるものの、「太陽と緑の国」のキャッチフレーズに象徴されるように、気候は温暖で、全国でもトップレベルの快晴日数、日照時間となっており、また、標高 0 m から 1,000 m まで農地が広がるなど、恵まれた自然環境を有している。

平成 14 年度の県内総生産は、3 兆 4,492 億円あり、このうち農業は、1,503 億円で全体の 4.4 %を占める。また、本県の総人口に対する農家人口の割合(平成 12 年)は 14.2 %を、就業人口に対する農業就業人口の割合(平成 12 年)は 13.8 %を占めている。

本県における平成 16 年 7 月現在の耕地面積は 7 万 400ha で、このうち、田は 3 万 8,200ha、畑は 3 万 2,100ha である。耕地の利用状況は、平成 15 年の作付延べ面積 77,600ha に対し、田では水稲 20,900ha、飼肥料作物 14,700ha、野菜 4,090ha、畑では飼肥料作物 18,600ha、野菜 6,970ha となっており、水稲・飼肥料作物・野菜の 3 作目で作付延べ面積の 84.1 %を占める。耕地利用率は、昭和 61 年から低下傾向にあるものの、平成 15 年は 110 %で、佐賀県、福岡県に次いで全国第 3 位の高い利用率を示している。

一方、本県の総農家数は年々減少し、平成 16 年は 52,100 戸となっており、うち販売農家は 38,200 戸となっている。また、基幹的農業従事者の年齢別構成は、60 歳以上の階層の割合が増加しており、農業の担い手の高齢化が進んでいる。加えて、平成 15 年の 1 戸当たりの農業所得は 147 万 5 千円で、前年に比べ 14.7 %減少しており、本県の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

(2) 有害鳥獣による農林業の被害状況

本県における鳥獣による農林業への被害は、近年は被害金額で2億～2億8千万円程度で推移しており、このうちイノシシ、シカ、サル、カラスの4鳥獣種により被害全体の9割前後を占める。

また、鳥獣による農林作物の被害面積は、約5千～1万1千haで推移しており、県の耕地面積のおよそ1割前後が何らかの影響を受けていることになる。

特に、中山間地域の水稲栽培では、近年イノシシによる被害が増大し、農林家経営に大きな影響が生じている。

表 - 1 宮崎県における有害鳥獣被害の状況

(単位：千円)

区 分	イノシシ	シ カ	サ ル	カラス	その他	合 計
平成 12 年度	83,276	65,272	33,609	17,708	17,694	217,559
13 年度	90,807	71,413	36,943	26,078	31,036	256,277
14 年度	88,923	73,670	41,898	26,504	45,247	276,242
15 年度	74,437	68,554	35,291	27,158	34,095	239,535
16 年度	61,225	50,174	37,035	21,588	28,007	198,029

(3) 狩猟免許の取得状況

本県内における狩猟免許所持者は、昭和53年の約1万5千名をピークに減少し、平成16年度末で7,329名となっている。このうち、60歳以上の者が3,908名と5割以上を占めており、免許所持者の高齢化が著しい。

また、平成17年度の狩猟免許の新規取得者は257名で、内訳は、「網・わな猟」155名、「第一種銃猟」89名、「第二種銃猟」13名となっており、近年は「網・わな猟」免許所持者の比率が高くなっている。

表 - 2 狩猟免許所持者（免許種類別）

(単位：名)

区 分	網・わな猟 (旧「甲種」)	第一種銃猟 (旧「乙種」)	第二種銃猟 (旧「丙種」)	合 計
平成 12 年度	1,257	5,926	436	7,619
13 年度	1,325	5,919	364	7,608
14 年度	1,491	5,937	240	7,668
15 年度	1,629	5,165	228	7,022
16 年度	1,719	5,401	209	7,329

表 - 3 狩猟免許所持者（年齢別）

（単位：名）

区分	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60 歳以上	合計
平成 12 年度	87	253	1,393	2,504	3,382	7,619
13 年度	91	249	1,126	2,421	3,721	7,608
14 年度	89	206	946	2,503	3,924	7,668
15 年度	89	215	763	2,326	3,629	7,022
16 年度	96	235	661	2,429	3,908	7,329

表 - 4 狩猟免許新規取得者

（単位：名）

区 分	網・わな猟 (旧「甲種」)	第一種銃猟 (旧「乙種」)	第二種銃猟 (旧「丙種」)	合 計
平成 13 年度	109	83	13	205
14 年度	174	95	11	280
15 年度	202	138	26	366
16 年度	124	90	4	218
17 年度	155	89	13	257

5 構造改革特別区域の意義

本県の中山間地域においては、住民の高齢化・過疎化が進展する一方、農林業の占めるウエイトは高いことから、農林業の振興による地域の活性化は、県土の均衡ある発展のためにも欠かすことのできない重要な課題である。

このような中で、近年、山間部でのイノシシ・シカ被害や沿岸部でのサル被害など、農林作物に対する鳥獣の被害が増大し、農林業収益の減少、さらには営農意欲の減退などが懸念されており、中山間地域の活性化を進める上でも、喫緊の有害鳥獣対策が必要となっている。

一方、捕獲技術者である狩猟免許所持者は、趣味の多様化や猟場の環境悪化等、狩猟を取り巻く社会状況の変化に伴い減少し、昭和 50 年代の最盛期の半以下となっており、捕獲圧の低下が顕著となっている。

そこで、新たな有害鳥獣被害防止対策の一環として、本特例を適用することにより、網猟又はわな猟のそれぞれに限定した狩猟免許試験を実施することで、猟具や鳥獣についての知識にかかる受験者の負担軽減が図られると同時に、猟具ごとの狩猟に関する知識や技術の専門性が高められ、捕獲技術者である狩猟免許所持者の増加が促進される。

6 構造改革特別区域の目標

本特例を適用することにより狩猟免許取得が促進され、捕獲技術者である狩猟免許所持者を確保することができるので、県や各市町村における被害防止対策と併せて実施するなど、有害鳥獣の捕獲体制を充実させ、農林業被害を防止し、農林業経営の安

定と農林家所得の確保を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

有害鳥獣に対する被害防止対策の効果が上がることにより、被害額の減少に伴う農林業所得の増加が見込まれ、農林家の営農意欲の向上が期待される。また、本県が取り組んでいる、食の安全・安心の確保を基本とした「みやざきブランド」の推進にも効果が見込まれる。さらに、中山間地域の高齢者が安心して農林業に従事できるようになり、その生産物が地域の直売店で販売されるなど、地域の活性化及び高齢者福祉にも波及効果が期待できる。

なお、既に実施している被害防止対策と併せて本特例を適用することにより、被害額を毎年5%減少させ、平成21年度の被害額を約1億5,300万円に抑制することを目標とする。

県内の平成16年度の有害鳥獣被害額	約198百万円
(目標)県内の平成21年度の有害鳥獣被害額	約153百万円

8 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 狩猟免許所持者の確保

狩猟免許試験の実施

- ・第1回試験：毎年8月上旬 県内3会場で実施
- ・第2回試験：毎年9月下旬 休日実施

狩猟免許試験受験者対象の無料講習会の開催

- ・社団法人宮崎県猟友会に委託し、試験実施の直前に実施
- ・平成17年度は県下8会場で215名が受講

狩猟技術向上講習会の開催

- ・県猟友会に委託し、狩猟期の直前に実施
- ・第一種銃猟従事者を対象に、射撃訓練や銃器の安全な取扱いを指導
- ・平成16年度は県下8会場で453名が受講

(2) 野生鳥獣の適正管理

特定鳥獣保護管理計画

- ・ニホンジカ：平成12年度策定
- ・ニホンザル：平成18年4月策定予定
- ・イノシシ：平成19年度以降策定予定

(3) 被害防止対策の実施

野生鳥獣被害防止対策事業

- ・人と野生鳥獣の棲み分けを目的とした電気柵や爆音機の設置経費への補助
- ・対象鳥獣：イノシシ・シカ・サル

市町村有害鳥獣対策推進事業

- ・各市町村の有害鳥獣捕獲班への活動費補助
- ・対象鳥獣：有害鳥獣全般

野猿対策事業

- ・野猿被害の著しい市町村における野猿特別捕獲班への活動費補助
- ・対象鳥獣：サル

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎県の全域において網又はわなに係る狩猟免許を取得しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっているが、特区内に限り、網又はわなを選択して網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、網・わな猟免許を受けることができるように措置する。

5 当該規制の特例措置の内容

網・わな猟免許試験の実施に当たり、受験者の申し出により、網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を取得することができる。

なお、狩猟免許試験実施事務は、市町村へは委託せず、全て県で行っている。

(当該事業の実施に当たり必要となる作業)

網・わな猟免許に係る申請書様式の改正

環境省が提示している標準様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

環境省が提示している指針に沿って、網及びわなのそれぞれの猟具に特化した試験問題を作成する。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請様式の改正

環境省が提示している標準様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

環境省が提示している標準様式に合わせる。

添付書類 1 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面



添付書類 2 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況(主体が既に特定されている場合)

名 称	宮 崎 県 (宮崎県知事 安 藤 忠 恕)
住 所	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
概 要	

添付書類3 構造改革特別区域計画の工程表

事業名等 年月	特定事業	関連事業		
	網又はわなを指定しての狩猟 免許取得の容認事業（1307）	狩猟免許 所持者の確保	野生鳥獣の 適正管理	被害防止対策 の実施
現在～ H18.3 まで		狩猟免許試験 （年2回） 受験者対象の 無料講習会 狩猟技術向上 講習会	特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ） 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）	野生鳥獣被害防止対策事業（電気柵等の設置） 市町村有害鳥獣対策推進事業（捕獲班の活動支援） 野猿対策事業（特別捕獲班の設置）
	特例適用開始			
H18.4	県細則改正（申請書様式・ 狩猟者登録申請様式改正）			
H18.5	平成18年度狩猟免許試験告示(県公報)			
H18.6	狩猟免許試験問題作成(法令・鳥獣・猟具) (新規) 網猟 わな猟 出題範囲の縮小による 受験者の負担軽減	(継続) 網・わな猟 第1種銃猟 第2種銃猟		
H18.7	狩猟免許申請書受付（第1回試験分） 受験者講習会			
H18.8	狩猟免許試験（第1回）県下3会場 狩猟免許申請書受付（第2回試験分）			
H18.9	受験者講習会 狩猟免許試験（第2回）休日実施			
H18.10	試験合格者に対し狩猟免許交付			
H18.10 以降	狩猟免許所持者の増加	狩猟者確保、 狩猟での 安全の確保		
有害鳥獣に対する被害防止対策効果が上がり、被害額が減少する				
農林業収益の安定化、地域活性化等への波及効果が期待される				

添付書類 4 法第 4 条第 3 項の規定により聴いた意見の概要

対象者	意見聴取日時	意見聴取方法	意見の概要	意見に対する対応
宮崎市	平成 18 年 1 月 6 日	文書による 意見聴取	賛同する。	については、講習会等 において許可要件を周知す ることを説明し、賛同につ いて了解を得た。
都城市			賛同する。	
延岡市			賛同する。	
日南市			賛同する。	
小林市			賛同する。	
日向市			賛同する。	
串間市			賛同する。	
西都市			賛同する。	
えびの市			賛同する。	
清武町			賛同する。	
北郷町			賛同する。	
南郷町			賛同する。	
三股町			免許取得者に対し、有害鳥獣捕獲許 可の要件の説明が十分に行われること を条件に、賛同する。()	
高原町			賛同する。	
野尻町			賛同する。	
須木村			賛同する。	
国富町			賛同する。	
綾町			賛同する。	
高鍋町			賛同する。	
新富町			賛同する。	
西米良村			賛同する。	
木城町			賛同する。	
川南町			賛同する。	
都農町			賛同する。	
門川町			賛同する。	
東郷町			賛同する。	
北方町			賛同する。	
北川町			賛同する。	
北浦町			賛同する。	
諸塚村			賛同する。	
椎葉村			賛同する。	
美郷町			賛同する。	
高千穂町			免許所持者の増加により農林業被害 の軽減が期待できるため賛同する。	
日之影町	賛同する。			
五ヶ瀬町	賛同する。			

